

## 1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回京田辺市子ども・子育て会議を開催します。

## 2 会長あいさつ

会 長：〈会議の開会にあたり、あいさつ〉

## 3 議事

- (1) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度の実績と評価・検証（進行管理）（中間報告）について

事務局：〈説明資料＝資料3〉

それでは、『第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策並びに新・放課後子ども総合プラン」の令和5年度の実施状況及び今後の方向性と確保方策について（中間報告）』、について説明する。

資料3を準備いただきたい。

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画において、表紙に記載した事業を進めている。

報告については、時間も限られているので、それぞれの事業につき、令和5年度の実施状況のみを中間報告として説明させていただく。

基本的には上半期の実績に基づいて、年度末の実績を見込んでいるが、利用者が特定の時期に偏るものなどについては、例年の傾向を加味して見込みを出すこととしている。

まず、1ページ、「1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園」の、《幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）》の部分。

②のところ、特定施設では令和6年3月31日現在で637人、それ以外の施設では273人の子どもたちを受け入れる見込み。

次に、3ページの《保育所（園）・認定こども園（保育所枠）》の部分。

②のところ、令和6年3月31日現在で1,692人の子ども

たちを受け入れる見込み。待機児童については、4月の時点では発生していなかったが、10月1日現在で3人発生しており、全て3歳児である。

次に、5ページ「2-① 時間外保育事業（延長保育事業）」。

令和5年10月1日現在での利用者数は677人で、令和6年3月31日現在でも、同数の利用者数となる見込み。

次に、6ページ「2-② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」。

②のところ、令和5年5月1日現在で1,044人の児童が登録している。令和6年3月31日現在では、児童の成長によりひとりで留守番ができるようになった等の理由による退会があることから、963人に減少する見込み。

次に、7ページ「2-③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は12人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は24人となる見込み。

次に、8ページ「2-④ 地域子育て支援拠点事業」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は21,588人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は43,176人となる見込み。

なお、地域子育て支援センター三山木は、令和6年度より、三山木保育所から空き商業施設へ移転し、事業スペースも拡大する予定であり、さらに利用しやすい支援センターとなるよう努めていく。

次に、9ページ「2-⑤ 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は、17,760人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は、35,520人となる見込み。

次に10ページ「2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業（一時保育事業）」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は、2,7

33人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は5,468人となる見込み。

次に12ページ「2-⑦ 病児・病後児保育事業」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は、611人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は1,220人となる見込み。

次に14ページ「2-⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」。

②のところ、令和5年10月1日現在での利用者数は、992人で、令和6年3月31日現在では、利用者数は1,984人となる見込み。

次に15ページ「2-⑨ 利用者支援事業（はぐはぐ）」。

②のところ、令和5年4月1日現在での実績数は特定型1か所、母子保健型1か所となっている。

「子育て応援ガイドブック概要版」を2,300部発行しており、子育てに関する情報をLINEでも発信している。

次に17ページ「2-⑩ 妊婦に対する健康診査」。

②のところ、令和5年10月1日現在での受診票交付者数は266人、受診者数は420人で、令和6年3月31日現在では、532人に受診票を交付し、840人が受診する見込み。

次に18ページ「2-⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」。

②のところ、令和5年10月1日現在での対象人数は、253人、実施数は257人で、令和6年3月31日現在では、対象人数は506人、実施数は514人となる見込み。

次に20ページ「2-⑫ 養育支援訪問事業など」。

②のところ、令和5年10月1日現在での実施件数は46件、延べ訪問回数は99回で、令和6年3月31日現在では、実施件数は92件、延べ訪問回数は198回となる見込み。

次に21ページ「2-⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業」。

②のところ、令和5年10月1日現在での実施件数は0件にと

どまっているが、令和6年3月31日現在では、15件となる見込み。

次に22ページ「2-⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」。

②のところ、令和6年3月31日現在では、実施件数は0件となる見込み。

これは、令和5年度においては、民間活力を活かした特定教育・保育施設等の整備を予定していないためである。

次に23ページ「3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」。

令和6年3月31日での開催状況の見込みは、子ども・子育て支援施策推進会議が4回、市立幼稚園長・保育所長会議が12回、幼保合同研修会が2回、幼保合同保健研修が2回、幼稚園教育研究会が7回、保育所職員研修会が10回、となっている。

次に25ページ「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項」。

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるために行うものである。

原則として、給付は年4回としており、施設や京都府とも連携しながら、引き続き、取り組んでいく。

最後に26ページ「5 新・放課後子ども総合プランに基づく取組」。

①のところ、留守家庭児童会への登録数は、6ページの数字の再掲となるが、令和5年5月1日現在で1,044人である。

駆け足になりましたが、中間報告は以上です。

会長： ご質問があればどうぞ。

委員： 8ページの地域子育て支援拠点事業のところ、一番下の部分に「地域子育て支援センター三山木は、令和6年度より、三山木保育所から空き商業施設へ移転し、・・・」とあるが、具体的にはどこに移転する予定なのか。

事務局： 三山木保育所の近くにある旧京都銀行三山木支店の1階を借り

て、開設する予定。

会 長： 具体的にいつから開設というのは決まっているのか。

事務局： 令和6年度4月の開設を目指して工事を進めている。

委 員： 15ページの利用者支援事業（はぐはぐ）の実績に「特定型」と「母子保健型」がそれぞれ1か所とあるが、具体的にどのように違うのか教えてほしい。

事務局： 両方とも妊娠期から子育て期までの支援を行うのは同じであるが、特定型はさまざまな情報の発信を主に行うもので、保育士が担当している。母子保健型は専任の保健師が妊娠期から母子保健に重きを置いた支援を行っている。

委 員： 母子保健型の方が妊娠期から一貫しているということか。

事務局： 特定型も一貫していろいろな情報発信をしており、特に親子教室など育児に関して特化した情報発信を行っている。母子保健型は保健師が妊娠期の母子手帳の発行から継続的に支援を行っている。

会 長： 9ページの幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）について、利用者数35,520人という実績数は延べ人数であるが、1人当たり平均何日くらい利用しているのか。毎日のように利用しているのか、それとも、週に2日くらいなのか。もしわかるのであれば、保護者がどのような働き方をしているのかによって、保育所を希望しているのか、幼稚園を希望しているのかということにも関わってくるが、そのような数字はあるのか。

事務局： 定期利用枠と何か行事などの時に使いたいというスポット利用枠があるが、たとえば、同じ定期利用枠でも毎日使うような方と1週間に何回という形で使う方がいるので一概に言えない。統計を取っていないので、確認の照会を行いたい。

会 長： 保護者がどういう働き方、預け方をしているのかによって、今後のニーズ調査も変わってくると思う。毎日利用する人が多いなら拡大を考えたりすることになるし、週に1回、2回という人が多いのであれば、こども園化をどのように考えるかということにもつながってくると思うので、そのようなデータがあれば、よろしくお願ひしたい。

これは次のページの一時預かり事業（一時保育）、特にファミリー・サポート・センターを毎日のように使っている人が多いのか、そうでもないのかということにも関わってくると思う。

委員： 17ページの妊婦に対する健康診査について、質問を2つ。

1つ目、受診票交付者数と受診者数に差異が見られるが、どのような理由か。

2つ目、交付しても受診しない人もいるかと思うが、受診されない場合、医学的に見ると妊娠、出産時のリスクが高くなるので、母子保健上、比較的重大なことが起こる可能性が出てしまうが、数の把握や何か対策などを行っているのか。

事務局： 1つ目については、1人14回の検査が無料になるが、前年度に受診票の交付を受け、年度をまたいで受診した場合、受診者数にのみ数が計上されるため、差異が出る。

2つ目については、数の把握はしていないが、心配な妊婦については医療機関から連絡をもらったりしており、そのような場合は、保健師が妊婦に連絡をしてフォローしている。

委員： 受診票交付者数を割り出す情報としては、母子手帳をもらいに来られた方ということになるのか。

事務局： 母子手帳を取りに来られた方全員に受診票を渡している。

委員： 病院で小児医療をしていると、まれに妊娠されても母子手帳を取りに行かない方がいるが、そのような方も漏れるのか。

事務局： その時点では把握をすることは難しいが、母子手帳を持たずに産婦人科などに駆け込むということになれば、病院から連絡をもらって、フォローをしていくことになる。

会長： ほかに質疑はありますか。

委員： なし。

会長： 意見がないようですので、次に進めさせていただきます。

## (2) その他

会長： 事務局から報告事項がありますので、お願いします。

事務局： <説明資料＝参考資料1>

参考資料1をご準備いただきたい。

『今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要

事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）』について、報告させていただく。

「こども大綱」は、2ページ目にある「こどもまんなか社会」の実現を目指し、3ページ目に記載されている「こども施策に関する基本的な方針」、4ページ目に記載されている「こども施策に関する重要事項」、5ページ目に記載されている「こども施策を推進するために必要な事項」などを盛り込むことで、総合的かつ一体的にこどもに対する施策を推進するための国の指針を定めるものである。

資料の一番後ろのページ、「こども大綱」は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚で構成される「こども政策推進会議」で案を作成した上で閣議決定されることとされている。この案を作成するに当たり、内閣総理大臣からの諮問により、「こども家庭審議会」において、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の意見を聴き、反映させながら、検討が行われているところである。

9月に中間整理が行われ、12月には「こども政策推進会議」で「こども大綱」の案の了承及び閣議決定が行われる見通しである。

先ほど少し触れたが、中間整理の概要については、2ページ目以降に記載されている。時間の関係上、この場での詳しい説明は省略するが、国が「こども大綱」を策定すると、市町村は「子ども計画」を定めるよう努めるものとされており、本市においても、策定に向けた取組を進めていく予定である。

「こども計画」の策定については、「こども大綱」が年内に決定されてからの着手となるため、非常にタイトなスケジュールになるかとは思いますが、情報を注視しながら、その都度、関係各課と連携して計画の策定を進めていきたいと考えている。

現段階では、本件については、確定事項としてお伝えできるものではないので、資料の提供に留めさせていただく。

事務局からは以上です。

会 長： ご質問があればどうぞ。

会 長： こども大綱は大枠では案のまま認められるのではないか。

こども大綱の特色としては、実際の、生の声を聴きなさいとあるので、いくつかの自治体では既に子どもたちの声を聴いているようである。今後のことになるが、京田辺市でも子どもから生の声を聴くというようなことができればと思う。

今までのニーズ調査では子育て世代という大人が中心であったが、大人からだけではなくて、子どもからの声を聴く仕組みができればと考えている。京田辺市には大学があるので、たとえば、大学生、中学生、小学生が一緒になって、いじめや不登校の問題について考えるなどできれば。

大学の方では大学生が中心となって子どもの声を聴くということができると思うが。

委 員： 幼稚園の子どもなどはまだまだ難しいと思う。

会 長： 子どもの遊び場が京田辺市では新しくできており、青少年が集える場所が必要になってくると思うので、自分たちがどのように活用すれば良いかを聴くことができれば。

委 員： 同志社女子大学の現代子ども学科の学生は子どもについて知りたくて学んでいる学生であり、これからこども大綱をしっかりと勉強しなければならない学生が中心となることは、学生の立場からすると、子どもの生の声を実際に聴けるととても良い機会だと思う。

会 長： 大学生もそうだが、これから子育てに参画する世代も含めて、京田辺市をどう作っていくのかを考える良い機会かと思う。国の政策が出てくるのがすごくタイトなスケジュールなので、委員の皆さんには非常に多忙なことをお願いするかもしれないが、よろしく願いしたい。

会 長： 引き続き、事務局から報告事項がありますので、お願いします。

事務局： <説明資料＝参考資料 2 >

それでは、参考資料 2 をご準備いただきたい。

『こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方について』について、報告させていただく。

「こども誰でも通園制度」は、2 ページ目にあるとおり、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を目的として、今



後行われるものである。

「こども誰でも」というネーミングが誤解を与えかねないが、この制度については0歳6か月から2歳児までの未就園児のいるすべての家庭を対象とした、子どもの定期的な預かり制度を想定している。

この制度は就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的としている。

国では今年度モデル事業を実施しており、来年度の試行的事業では、一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討されており、人員の配置基準については一時預かり事業と同様となる予定である。

たとえば、月に月曜日が5回あるとすれば、午前中に2時間ずつ親子通園という形で毎週預かりを実施するようなイメージ。

京田辺市においては、待機児童を出さないことが最優先事項となるため、来年度の試行的事業に参加する予定はないが、国において一時預かり事業との棲み分けや、障がいのあるこどもへの対応、要支援家庭への対応など、さまざまな論点について議論がなされているところであり、今後、整理がなされてくると思う。国の情報等を注視し、関係各課と連携を行いながら制度の実施に向けて京田辺市としても準備を進めたいと考えている。

こちらについても、現段階では、確定事項としてお伝えできるものではないので、資料の提供に留めさせていただく。

事務局からは以上です。

会 長： ご質問があればどうぞ。

委 員： 就労要件を問わないということは、これまで対象とならなかった方が対象となるということだと思うが、その他も含めて、この制度が創設されることによって、具体的にどのような人がメリットを受けることになるのか教えてほしい。

事務局： 現在の国の制度では1号～3号の認定があり、幼稚園に行く子どもが1号認定、保育所に行く子どもは2号認定もしくは3号認定となるが、保育要件を満たしている必要がある。0～2歳で保

育要件を持つ3号認定に当てはまらない子どもに対して、豊かな育ちのために早い段階から社会に出て行くサポートを入れようとの考え。

生後6か月までは子育て支援の伴走型支援で対応するが、それ以降となったときにこども誰でも通園制度からのアプローチをかけていくというのが国の狙い。

全員が給付を受けるというわけではなく、申請主義ということになる。先にモデル事業を実施している自治体の話では、未就園児が6割いるが、そのうち約半数くらいしか手を上げてこないとのことであった。

一時保育事業については行っていない自治体もあるが、こども誰でも通園制度は全国の自治体で行うことになっており、その枠組みの中で月10時間からスタートしてはどうかという、ナショナルミニマムの考え方に基づいている。

大都市では0～2歳児の保育所枠に空きがあるというところも出ており、月10時間を上限として通園したとして、それが本当に子どものために十分な保育時間なのかという議論も国ではなされている。モデル事業や試行的事業を実施した結果、全国で行う際には月30時間が良いというような話になることもあるかもしれない。

京田辺市では0～2歳児の保育ニーズが非常に高く、試行的事業の受け皿がない状況であるので、国の制度設計を注視している状況。

委員：たとえば、一定の職場に所属せず、不定期に仕事をするような人も対象となるのか。

事務局：利用形態については、定期利用がスタンダードになるとは思いますが、自由利用であれば、この週は月曜日に、次の週は水曜日というような使い方も制度としては可能であるので、使い方も含めて、試行的事業の中で検証していくことになる。

委員：今までよりも多様な働き方に対応できるようになるということか。

事務局：親の保育要件に関係なく、子どもに視点を当てて、子どもが早

く社会に出ることによっていろいろな経験をし、豊かな育ちを得られることを目指すもの。

保護者の就労形態は一切問わないので、保護者が育児休業中であってでも使えるという制度になる。

事務局： こども誰でも通園制度という名前から、誤解を招いているのだが、働かずに家で育児だけをされていると、昔であれば祖父母や近所の子育て世代の人からいろいろな話を聞けたりしていたが、少子化が進んで、自分だけで子育てのことを考えなければならない状況にある。ネットで情報を調べても、正しいものや正しくないものがある。ネットで情報を調べても、正しいものや正しくないものがある。ネットで情報を調べても、正しいものや正しくないものがある。ネットで情報を調べても、正しいものや正しくないものがある。ネットで情報を調べても、正しいものや正しくないものがある。

預けるというよりはどちらかというと一緒に来てもらうということが主眼になってくるのではないかと考えている。

会長： 親の虐待防止ということもあるので、事業としては非常に良いものではないかと思う。

京田辺市のニーズはどの程度ありそうか。未就園児で預けたいと思っておられるような人がどの程度いるかという調査はしているのか、今度のニーズ調査に入れることになるのか。

事務局： 0～2歳児人数から保育所に通っている人数を引けば、単純には数が出てくることになるが、その中でどのくらい的人数が希望されるかはニーズ調査をしないとわからない部分だと思うので、具体的な数字を持っているわけではない。

会長： 0歳6か月～2歳児までの未就園児はどの程度いるのか。他の市では半分程度ということになっているが、ニーズ以前にどのくらい母集団、対象者がいるのかということも見込んだ上での調査になるかと思う。

京田辺市は待機児童が出ているので、なかなか難しいところではあるが、国として絶対にやらなければならない事業であるなら、検討をしないといけない。

事務局： 大体、半分かもう少し多いくらいがまだ在宅という状態である。

- 会 長： 未就園児は何人くらいになるのか。
- 事務局： 1, 000人弱になるかと思う。
- 会 長： その中でこども誰でも通園制度の利用を希望される人は、これからのニーズ調査で把握する方が良いと思う。
- 事務局： この事業だけ単独で実施するのではなく、4ページや25ページにあるように0歳6か月までは伴走型支援などの事業を実施しているの、そこから紹介されて利用につながるというパターンが多いのではないかと想定している。
- 単独で発信してもなかなか情報が届かないので、0歳6か月までの間の中で紹介をさせてもらって、引継ぎを受けるような形で運用をしていくことになるのではないかと思う。
- 会 長： 優先されるべきはハイリスク児や子育てで非常に困っている親ということになるかと思うので、伴走型支援で紹介というのは非常に良いことだと思う。
- その後、たとえば、親が虐待をしたらどうするのかということにもなってくるので、一度、ニーズ調査の中で調査しておいた方が良い気がする。
- それが本当に実現できるかどうか、というところは、京田辺市の現在から見るとなかなか難しいことではあるが、どのようなイメージを持っているのかということをも市民の方に調査をしておいた方が良いと思う。
- 委 員： 令和6年度にはこども誰でも通園制度を行わないということだが、どういう状況になれば、市はこの事業を行う予定か。
- 事務局： 基本的には、この事業は全国で一律に行うことになっているので、国が何年度からするという事業化をすれば、しなければならない事業になるという認識である。
- 令和6年度に国が試行的事業でやってみて、令和7年度すぐに事業化となるのか。令和8年度、9年度になるのか。
- 京田辺市では待機児童が出て、という状況であるが、都会の方では保育所の空き枠が出ているので、事業者の方もこども誰でも通園制度のような給付で採算を合わせないと破綻してしまうというような部分もある。全国的な保育所の空き状況と京田辺市の

状況が一致していないところがあるが、基本的には国が事業化をした時点で京田辺市も実施することを想定している。しかし、今のところは何年度という事業化の時期が示されていない状況である。

委員： 時間がかかるつもりで考えておく。

会長： 国が事業化をすれば、お金は下りてくるが、お金だけで保育ができるわけではない。やはり、保育士の不足が地域によっては出ているし、京田辺市でも確保が難しい状況である。

このような状況も踏まえて、国としては考えてほしいというところ。

委員： 今の内容とは違うかもしれないが、働く親が子どもたちを預けられる環境を整えているという印象をすごく受ける。小学生や中学生の親は共働きが多い。自分も仕事をしていなかったが、働き出してみたら、子どもと関わる時間があまりにも減ってショックだった。

もちろん、預けて子どもたちを見てもらえて目を向けて話を聞いてもらえるのは、大事な時間だと思う。でも、誰かに預けて子どもをみてもらう、地域の人に助けてもらうのはもちろんだが、親が子どもといる、向き合う時間をどう確保していくのかというところを自分の中で悩み始めたところである。

朝に子どもが学校に登校することを渋るとき、仕事をしていたら多分、ある程度無理矢理引き離して子どもを送り出さないといけない。泣きながら母親が校門を出てくる姿を何度か見かけたことがあり、やはり葛藤しながら、子育てをしている姿を見る。幼稚園でもそういう姿を見たり、話を聞いたりする。

もちろん、親が安心して働けるのは大事だが、保育に携わっている立場からすると、その頃の子どもと親の時間はどうするのが良いのか。

生活するためには働かないといけないという現状もあるが、悩むところがある。だんだん、預けるところ、預けやすくなる環境が整っているというように見えるが、子どもたちはどう望んでいるのだろう、と自分の中では悩んでいる。

話がずれているかもしれないが、意見を伺いたい。

会長： 実際に子どもがどう思っているか、それこそ、子どもに聞いてみたいところだが、やはり子育てが多様化してきている。

もちろん、子どもと向き合う時間をたくさんほしいという人もいる。その一方で、子育てが苦しい、子どもと向き合うのが苦しいという人もいる。自分には自分のキャリアがある、自分の生活がある。特に女性は一度、専任職から降りてしまうと、日本の場合はまた専任職になるということがなかなか難しいところがある。国によっては、一時的に子育ての時間を取って、そのまま専任職のポストに復帰というところもあるが、日本の現状からすると、やはりそのところが難しい。そうなってくると、キャリアを続けられないといけない、では、どこに預けるのか、となる。

親御さんの考え方もいろいろなので、それぞれの考え方に合わせて、自由に選択できる仕組みが調うというのが一番良いのではないかと思う。

子どもの方でも、親子がベッタリというのを嫌がるお子さんもいるので、子どもの社会の中で育っていくということもある。親だけが子育てをするのではなく、地域やいろいろな先生に見守られながら、子育てをする、育つということがその後の社会性につながるというエビデンスもある。

子どもも多様であり、親から離れられない子どももいれば、親ではなくて他の友だちや大人と遊びたいという子どももいる。

本当は選択できるような仕組みがあって、どちらも幸せになっていくことが「こどもまんなか社会」であり、子育て、子育てを助けるのではないかと思う。

委員： 特に女性のキャリアが就労と子育てのバランスで途絶えがちになるというのは、社会全体の問題だと思うし、最近であれば、子どもがコロナなどの病気で休まなければならない人が本当に困っていることもとても多い。

子どもの状態に合わせて、フレックスに何時から何時までとするとか、一定の業務量をこなせば働く時間は問わないというような仕事の形態があっても良いのではないかと思うが、どうしても

日本の場合は9時から17時などでみんな一斉に働いて、一斉に終わるといふところがある。

そのあたりの社会的な改革が意識的なものも含めて、必要ではないかと思うので、そういう雰囲気醸し出していかなければならないと考える。

一方で、親子関係で言えば、子どもは、小さい頃は親に精神的、肉体的にかなり依存しているので、1歳くらいまでは他人が近づくと人見知りや怖がったりするが、3歳くらいになると怖がるのと同時に好奇心も出てくる。子どもの性格によってどこかに行ってしまうたり、発達の問題で非常に注意があちらこちらに向いたり、多動であったりするお子さんもいる。いろいろあるが、概ね、最初は親に依存して、次第に離れていって、10歳、11歳くらいになると親からかなり離れて自分の意思、個性も出てくる。

親は逆に自分の方に向いてほしいが、子どもは親から離れて自分独自の考えを持つ。

子どもの病気や不登校のことで話をするが、悲しいかな、親には相談しない。誰と相談するかというと、一番相談するのは友だち。正しい答えが出る、出ないにかかわらず、気持ちをわかってくれるという意味で相談する。そういう考えを持っているので、一度親から離れて親に戻ってくるのがうまくバランス良くできて、その流れの中で行政がどのように関わって、困っている人を支援していくかが大事だと思う。

会長： 日本社会がもっと全体的に変わっていくことが必要であるし、男性の働き方も非常に長時間労働になってきている。女性が仕事を始めると女性は仕事と家庭の両方を担っていくことになり、非常に大変である。3歳児神話も日本ではまだまだ残っているとされていて、3歳までの子育ては母の手で、ということは厚生労働省も否定してはいるが、まだまだ残っているので、社会全体の意識改革が必要だと非常に思う。

「こども誰でも通園制度」については、今後の課題であるが、国が本腰を入れるのであれば、京田辺市でも待機児童が出ているものの、特に虐待に関するハイリスク児童については、取り組ん

でいく必要があるかと思う。

会 長： 引き続き、事務局から報告事項がありますので、お願いします。

事務局： <説明資料＝参考資料 3 >

それでは、参考資料 3 をご準備いただきたい。

『「第 1 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の見直しについて』につきまして、報告させていただく。

本市では、令和 3 年 7 月に「第 1 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を策定したところであり、この計画に基づいて、再編整備を進めている。

この第 1 期計画では、令和 7 年度に河原保育所と田辺東幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園（仮称）河原こども園へ移行するとともに、草内保育所の 3～5 歳児部分を草内幼稚園へ統合して幼保連携型認定こども園（仮称）草内こども園へ移行し、草内保育所の 0～2 歳児部分については、3 歳児～5 歳児部分の施設を減築し、現在の場所で 0 歳児～2 歳児のみを受け入れる保育所とする予定であった。

しかしながら、第 1 期計画において、小規模保育事業所 3 園と民間乳児保育所 1 園を前倒しで整備したことにより、市内中南部地域を中心に卒園後の受け皿となる 3 歳以上児の保育定員の不足が当面、見込まれることとなった。

3 歳以上児の保育定員を確保し、待機児童の発生を防ぐため、先ほど申し上げたこども園移行計画案のうち、草内幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行など、草内小学校区における再編整備については、一旦、見合わせることにした。

具体的なイメージについては、3 ページ目に、草内小学校区の就学前施設を抜粋した変更前・変更後の図を掲載している。その図の変更後の部分をご覧いただきたいが、令和 7 年度末までは、現在の草内幼稚園・草内保育所をそのまま存続させるということになる。

なお、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、令和 8 年度以降の「第 2 期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の策定を予定しており、その中で草内小学校区の就学前施設に関する具体的な



計画についてもお示ししたいと考えている。

「第2期計画」の策定に当たっては、本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」の方向性を踏まえて、今後、子ども・子育て会議で議論いただくことになる「第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」や別途策定されている「京田辺市学校施設長寿命化計画」などとの整合性を図りながら進めていく。

なお、2ページ目にあるとおり、見直し方針は11月に決定しており、その後、議会に諮るとともに、保護者向けお知らせ文書を11月6日に全園の在園児及び新入園児を対象に配布した。また、12月には別途、保護者向けの説明会と地域説明会を行う予定である。

事務局からは以上です。

会 長： ご質問があればどうぞ。

委 員： 質問が2つ。

1つ目、0～2歳児の小規模保育事業所を作った後、どうなるのかは気になっていた。保育園に行く人は仕事をしている人ばかりなので、そのまま保育園に行きたいという人が子育てひろばでもかなり多い。4園作ったときにこうなることがわかっていたのに、今になったのはどうしてなのかと疑問に思う。

2つ目、草内地区の保護者が子育てひろばに来られるが、丸々、こども園に行かせようと思っていたのに、急に変更になって戸惑われている保護者がいた。今後の予定はいつになったらわかるのか、12月の保護者向け説明会で詳しく聞けるのかを気にされていた。説明会ではどのあたりまで説明をする予定なのか。ただ、このように決まっていますよ、という説明なのか、それとももう少し詳しい説明なのかを尋ねたい。

事務局： 1つ目については、資料には載っていないが、もともとは4園を1年に1園ずつ整備する計画であったが、0～2歳児の保育ニーズが高かったため、前倒しで実施した。そうすると、従来は、年度当初には待機児童が出ていなかったが、転入などいろいろな形で年度途中に待機児童が発生していた部分を小規模保育事業所に入所してもらうという形になった。結果、働いている方が入

所することが多くなり、実際には保育ニーズの掘り起こしのような形になってしまった。

早く整備した関係で、保育ニーズが上がり、3歳児になったときに行くところが必要になってきたこと、物価高で共働きをされる方が増えたことやコロナなどの社会情勢の変化も影響して、当初予定していたよりも3歳児以上のニーズ量が増えたということになる。

2つ目については、先程も説明した「こども誰でも通園制度」のこともあるが、まず、実際にはどの程度のニーズがあるのか。草内小学校区も含めて、どのように市全体の就学前施設を整備するのが良いのかを急ピッチで詰めているが、12月の時点でこうなると確定した答えを出せるかは、確定事項があるわけではないので今の時点では明言できない。こういう形でいつまでに決めさせてもらうという報告になるかもしれないし、順調にいけば、こういう形という着地点をある程度、説明できるかもしれない。極力、詳しくかつ早く説明できるように努力したいと考えている。

委員： 地域説明会のときに託児はあるのか。多分、地域のお母さんが行かれるので、必要かと思う。

事務局： 検討したい。

会長： いたちごっこの部分があるので大変だが、やはり、働きたい方がいるので、考えていく必要がある。毎日フルタイムということであれば難しいが、少しパートタイムで、ということであれば、幼稚園の預かり保育も利用してもらえればと思う。京田辺市の幼稚園は非常に質が良い。空きがあるようなので、吸収できればと思うが、幼稚園を選ばない理由は考えられるか。

保護者の皆さんは結構、給食がないから保育所に、というところがあるかと思う。やはり、お弁当を作るのが大変で、給食問題が解決できれば幼稚園に行くのか、どうなのか。他に幼稚園に行かず保育所となる要素は何かあるか。

幼稚園も預かり保育を入れれば、割と利用できるとは思いますが。

委員： 両親ともにフルタイムで働いていると、幼稚園に入れていて、預かり保育も全部使って、やっとなんとかなるという感じ。保育

園に預けようと思ったが、申請時に確実に入れるとは言えないと言われて、確実な幼稚園にと思って、幼稚園に入った。

預かり保育は育児短時間勤務を使って、なんとかなっているが、結構、厳しい。

幼稚園はお弁当問題や行事がある。PTAの役員も当たると、仕事を結構休まなければならない、厳しい。

年少組のお母さんには働いている人が増えていて、保育所に入れなかったから仕方なく幼稚園を選んだ、という保護者も多く、やはりお弁当は厳しいという声を聴く。

預かり保育は長い時間やってくれているので、それは助かると言っているが、お弁当のことや行事のことがある。行事で休まなくても良いけれど、子どもの姿は見たいので、行事があれば休む。それも厳しいというのが現実。

会長： お弁当の問題は給食室を作らなければならないというような大変な問題になるかもしれないが、行事やPTAについては、これから認定こども園化していく中で少し見直しても良いのでは、という話も出ているので、参考になると思う。

幼稚園に人が集まらず、保育所がダメだったときの選択肢になってしまっている。幼稚園は幼稚園でこじんまりしていて、小学校との接続もかなりあって良いのだが。

行事やPTAの役割については、今の幼稚園にいるのは今までの働き方と違う親御さんなので、その部分を踏まえて考えるべきだと思う。

委員： 私の子どもは小学生1人と保育所に3人入所している。幼稚園では時間の制約、役の問題もあるし、何よりお弁当の問題がある。配食を選択できないというところが人数という結果に出ていると思うし、変えていかなければならない部分だと思う。

会長： 日本では外部からの給食システムというのが難しいところがある。別の国では業者がやってきて、子どもたちがパンにしたいなどとマルをつけて選べる。親もすごく簡単であるが、日本は食事については丁寧に出さなければいけないというところがあるので、ハードルが高い。

隣の小学校からの給食というのができれば良いが、受け入れる側の保管の設備がないといけない。お金もかかる話であるし、非常に難しい部分もある。

P T Aや行事の見直しについては、難しい部分もあるが、こども園化するにつれて、併せて考えないといけない問題。

委員： 京都市の市立幼稚園に実習に行ったことがあるが、父母が作ったお弁当を持ってきている家庭もあれば、外部のお弁当を選択している家庭もあった。

週に何回かは忘れてしまったが、1回～2回程度、全員が市販のお弁当を食べる日もあり、進んでいるなという印象を持った。そういうことはできないのか。給食室を作るよりは簡単ではないかと思う。

会長： 京都市の事例を収集しながら、幼稚園だからお弁当ということではなく、選択ができるようにするのは、そんなに難しくないのではと思う。

それは保護者が事前にマルをつけて、今日は業者のお弁当にするということを選んでいったのか。

委員： そうだと思う。詳しく聞けなかったのかわからないが、お弁当が運ばれてくる箱にその日に注文した園児のリストがあり、その園児に配るということを実習で行った。アレルギー除去食も個別に用意されていた。

会長： 温めるということか、温かいものを出すということか。

委員： 保育中に業者が運んでくるので、結構、温かいお弁当を食べていた。

会長： 公立でもできないことはないということなので、そのあたりの工夫なども他の市の事例も見つつ、導入を検討しても良いのでは。

それであれば、多額の費用をかけて、給食室を作らなくてもやり方はあるのではないか。

私立はお弁当ではなくて、給食が出るということか。

委員： 全給食だが、月に何回かお弁当という園もある。子どもたちにとって、給食はもちろん楽しみのひとつでもあるし、食育活動をみんなと一緒に取り組むということもできるが、たまに遠足の時

などにお弁当を持って行くときは、子どもたちはとても喜んで、家庭の味を堪能している。

ただ、その回数を多くすれば、保護者の負担にもなるということをおわかった上で、遠足の時だけというようにしている。

園の特色によって、お弁当の回数は違うと思うが、給食の在り方も子どもたちが温かいものを食べられるというところはもちろんあるが、最近では個人に見合った量を食べていこうということもやっている。年中、年長になったら、自分たちで量を決めて配膳をしたり、給食当番の活動も、生活の力につながるようにしている。

会 長： いろいろなやり方があるので、調査しながら、京田辺市の公立幼稚園の着地点を決めても良いのではないかと思う。

委 員： 学童の昼食について、進捗状況を確認したい。前回の会議の後、業者に資料を配布していることを確認している。それに応じている業者があるのか、問い合わせなどの声は市にはどれだけ届いているのか。

また、先程の話にあったように、市によっては給食を実施していると思うが、そこを目標にするとひとつひとつクリアするべきものがあって時間がかかると思うので、まずは選択権を与えてはどうか。保護者が業者を選び、それを受け入れることを可能とする。そこから、個人でたくさん頼んでいるのであれば、市として業者を選定するというのもひとつだと思う。

事務局： 保護者会の総意で宅配業者を選定し、その業者に業者登録をしてもらえれば、宅配弁当は可能であると保護者会に通知している。

それを受けて、保護者会でアンケートを取っているという情報を3つの留守家庭児童会から聴いている。

委 員： 3つの留守家庭児童会というのはどこなのか。

事務局： こちらで把握しているのが、田辺東、田辺、薪の留守家庭児童会。

委 員： 声は上がっていて、市も対応をしているということで、動きがあったということを知りたかった。

保育園や小学校のことだけではなく、幼稚園でも食に困ってい

る保護者は多数いる。学童だけとかではなくて、どこにも当てはまると思うので、共通認識で次の会議の時にはもう少し具体的な話に進めてもらえれば意味があるのかなと思う。

会 長： 少しずつ、問題をクリアできればと思う。京田辺市の子どもたちと親の安全安心につながっていくことが大切だと思う。

会 長： 引き続き、事務局から報告事項がありますので、お願いします。

事務局： <説明資料＝参考資料４>

それでは、参考資料４をご準備いただきたい。

「子育て支援拠点再編にかかる説明会」について、報告させていただきます。

この資料については、児童館や地域子育て支援センターといった、子育て支援施設の在り方について、京田辺市の考えと今後の方向性をとりまとめたものである。先週１６日に、参考資料４を用いて、市民説明会を開催したので、その報告を行うもの。

資料については、スライドを印刷しているので見づらくて申し訳ないが、各スライドの右下の部分に番号が記載されているので、そちらを用いて、説明をさせていただきます。

スライドの７番、市内の施設と書かれたところ。京田辺市内には、子育て支援施設として児童館が４か所、地域子育て支援センターが４か所、それ以外に子育て関連の教室や事業を行う多目的ルーム１か所がある。

今般、様々な国の動きも含めて、今後、京田辺市で必要となるような事項についてまとめたものが、スライドの１０ページ、本市の状況と書かれているところ。

今後、京田辺市では身近な場所で気軽に相談できる体制の構築や子どもたちが安全・安心に過ごせる場所としての役割を果たすことができるよう、機能強化が必要となっていると考えている。

これらを踏まえて、今後の施設の再編の基本方針を定めたのが、スライドの１２番、子育て支援拠点再編の基本方針のところ。

基本方針の１つ目として、京田辺市の北部・中部・南部に「拠点」となる施設の配置を行う。

２つ目として、ニーズに合った様々な機能を担う「拠点」とす

る。

3つ目として、サテライト（小規模ひろば）の配置を行う。

こういった基本方針により、各地域に子育て支援の拠点となる施設を配置するように再編を行っていきたいと考えている。

具体的な再編内容については、スライドの17番、子育て支援拠点再編イメージのところ。

まず、子育て支援拠点再編イメージ【北部】のところ。市内の北部地域については、将来的には大住児童館と老人福祉センターがある大住ふれあいセンターに地域子育て支援センターを置き、児童館と支援センターの機能を持つ、北部子育て支援拠点とする。

中部地域については、スライドの18番のところ。児童館と支援センターを現在、整備計画が進められている中部の複合公共施設内に北部の多目的ルームと併せて配置し、中部子育て支援拠点としたいと考えている。

なお、現在ある「子育てひろばてふてふ」については、とてもニーズの高い施設であるので、サテライト、小規模なひろばとして現在の場所で継続したいと考えている。

南部地域については、スライドの19番のところ。将来的には南部地域でのコミュニティ拠点施設の整備検討の中で具体的な整備場所の検討を進めたいと考えている。

その間、児童館やこどもセンターについては、施設の老朽化や地域のニーズなど、それぞれの課題に応じた柔軟な対応が必要であると認識しているので、最終的な南部子育て支援拠点の整備場所については、今後の検討課題であると考えている。

これらの再編のスケジュールについては、市内全体で同時に行うのではなく、各地域における課題やニーズに応じて子育て支援拠点の将来像を目指して、順に進めていきたいと考えている。

今後の予定については、スライドの20番のところ。事業報告の中間報告にもあったが、まず南部からとなる。

現在、三山木保育所内にある地域子育て支援センターをニーズに対応するため、令和6年4月オープンを目指して、三山木保育所近くの空き店舗、旧京都銀行三山木支店の1階に単独施設とし

て移転することとしている。

ひろばの面積が拡大すること、地域子育て支援センター松井山手で行っている短時間の一時預かりを新たに実施することを予定をしている。

次に、スライドの21番のところ。北部地域において、大住児童館が、現在、老人福祉センター宝生苑と同じ建物の中にあるが、老人福祉センターも含めた施設全体、大住ふれあいセンター全体のリニューアルを検討している。

この検討にあたって、幅広い世代の多くの方々に利用してもらうために、どのような機能が必要なかを市民の皆様や市民団体の皆様を対象としたワークショップを開催して、その声を反映したいと考えている。

また、子ども向けの子どもワークショップについても計画しており、実際に利用してもらう人の声をいただきたいと思っている。

ワークショップについては、年明けの2月～3月にかけて開催を予定しているので、是非、参加をいただきたい。

繰り返しになるが、再編については、全地域を同時に行うのではなく、地域ごとにニーズをくみ取りながら順に進めていきたいと考えている。

事務局からは以上です。

会 長： ご質問があればどうぞ。

委 員： こちらも前回に要望として挙げていた普賢寺小学校に学童がないという問題について、普賢寺小学校のPTA会長と担当部署との話し合いの進捗状況を事務局に尋ねたい。

昔であれば、祖父母に子どもの面倒を見てもらえる環境であったが、今は祖父母も働いていたりしてそれができない。

学校で見てもらえる時間には限りがあり、その後、子どもだけを帰すことができない。

そういう状況で困っている保護者がいるということも話の中であったので、その子どもたちを学童で預かってもらえないのであれば、どのような手が打てるのか。

児童館で預かってもらって、少し長い時間に対応するという構



想を聞いたが、具体的にどのような話になっているのか尋ねたい。

この計画では普賢寺児童館が三山木に移転するとなっているが、普賢寺の子どもたちはどうやって三山木まで行くのか、そのあたりをどのように考えているのかを尋ねたい。

事務局： スライドの19番のところの再編イメージ図では普賢寺児童館が移転するとなっているが、先程、申し上げたサテライト、小規模なひろばなど、ニーズに応じた柔軟な対応をしていきたいと考えている。

最初に質問にあった児童館で留守家庭児童会のような事業というところだが、留守家庭児童会のような利用の方、これまでどおり本来の児童館としての利用の方、いろいろな利用の形態があると思うので、こちらについては現在、児童館を所管している健康福祉部と留守家庭児童会を所管している教育部で協議を重ねているところ。

子どもたちの居場所ということを全体的に見た中で、どのようなことができるか、検討を行っている。

委員： 普賢寺小学校のPTAからの要望については、具体的にどのように挙がっているのか。

事務局： 普賢寺小学校のPTAからの要望については、普賢寺小学校の児童の放課後の居場所改善についていただいている。内容としては3つある。1つ目、児童館への迎えが午後4時45分では早すぎる。2つ目、給食がない日に昼食をとらせることができない。3つ目、長期休暇中の開館時間が9時では遅すぎる。

この3つについて、要望をいただいている。

委員： それに対しての回答は。

事務局： 児童館の改善ということでいただいております、健康福祉部と教育部で協議しているところである。

委員： 進捗としては要望が挙がってきたということか。

事務局： そのとおり。

委員： 前ははまだ要望が挙がっていないということであったが、挙がってきたということで、次の会議に時にはまた進捗を聞かせてもらいたい。

やはり給食というところがネックになっている。ここを踏まえて、外部受け入れ、ここを是非前進させてほしいと強く思っているので、よろしく願いしたい。

会 長： 検討をいただければと思う。

会 長： 他に委員のみなさんから、報告事項等がありましたら。

委 員： なし。

会 長： それでは事務局に進行をお返しします。

## 6 閉会

事務局： 次回の会議は1月23日火曜日10時からの開催を予定している。案内は1か月前を目途にお知らせする。

事務局： 本日の議事はすべて終了した。これで、令和5年度第2回京田辺市子ども・子育て会議を閉会する。